

## アクティビティノート <第 333 号>

2024年10月度の受付相談事例を中心に記載しています。

### 1. 相談業務

1-1 2024年10月度相談受付件数 …… p.2

1-2 受付相談事例および内容の紹介 …… p.3～9

### 2. ちょっと注目 『薬剤耐性菌を増やさないために』

…… p.10～11

「コラム」は今月お休みさせていただきます。

## TOPICS



### 薬剤耐性菌を増やさないために

11月は、「薬剤耐性（AMR）対策推進月間」です。  
いま、世界中で抗菌薬の効かない耐性菌が増加しています。薬剤耐性の拡大防止のために、私たち一人ひとりにできることがあります。

## 1. 相談業務

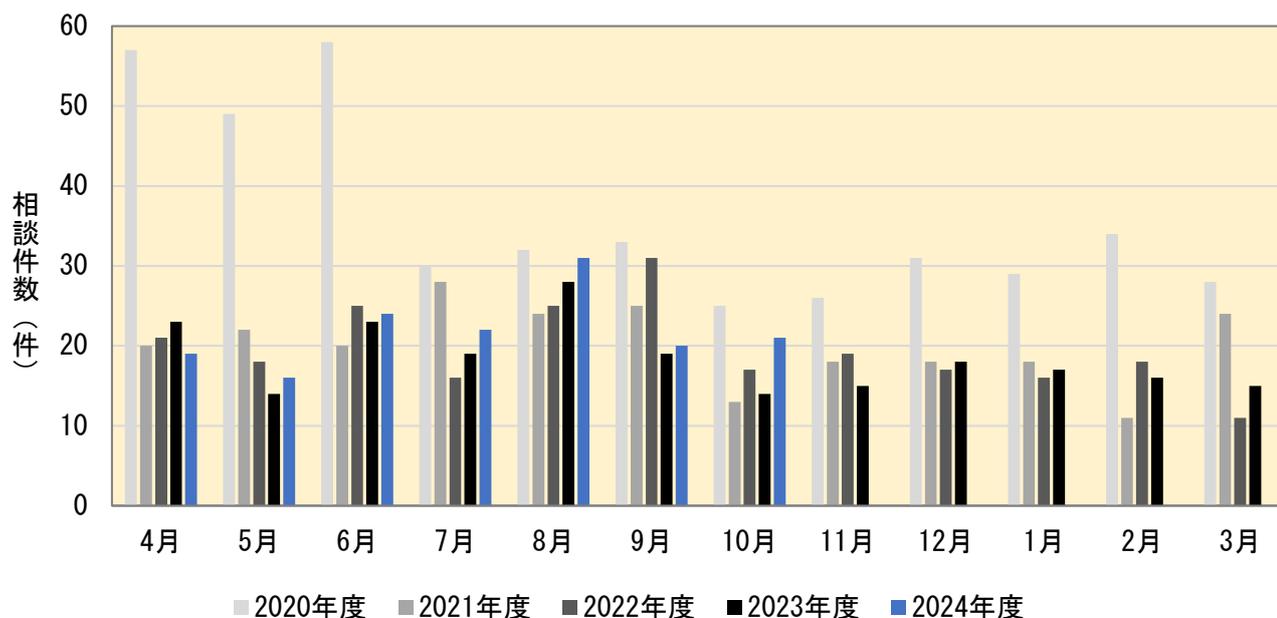
### 1. 1 相談受付件数

2024 年 10 月度相談受付件数 (9/27~10/25 実働:20 日)

	事故クレーム 関連相談	品質クレーム 関連相談	クレーム関連 意見・報告等	一般相談等	意見・報告 等	合計	構成比
消費者・ 消費者団体	2	0	0	12	0	14	67%
消費生活C・ 行政	2	0	0	3	0	5	24%
事業者・ 事業者団体	0	0	0	2	0	2	10%
メディア・ その他	0	0	0	0	0	0	0%
合計	4	0	0	17	0	21	
構成比	19%	0%	0%	81	0%		100%

相談内容区分(改定 2008 年 8 月)

事故クレーム関連相談	製品の欠陥や誤使用などによって人的・物的な拡大被害が発生したもの
品質クレーム関連相談	拡大被害を伴わない、製品そのものの品質や性能に関する苦情
クレーム関連意見・報告等	事故の報告や品質の苦情に関する意見・要望など、当センターからコメントを出さないもの
一般相談等	一般的な相談・問合せ等
意見・報告等	一般的な意見・報告・情報の提供を受けたもの



相談受付数の推移 (2020~2024年度)

## 1. 2 受付相談事例および内容の紹介

### ※「臭い」と「ニオイ」の区別について

不快または好ましくない場合を「臭い」とし、柔軟剤・芳香剤・化粧品・香水等のように意図的に付加した場合を「ニオイ」と表記することにしてあります。「ニオイ」としたのは、意図的に付加した場合でも、不快と感じる方がいるため、中立的なイメージとして表現しました。ただし、不快臭を付加した場合（ガス臭等）は「臭い」とすることにしてあります。

### ◆事故クレーム関連相談

- ◆ <洗濯用洗剤で洗濯機のプラスチック部分が破損> 「4年前に購入した〇〇社の縦型洗濯機の、蓋と本体を繋いでいるプラスチックが破損した。修理を依頼したところ、洗濯中に洗剤の泡が飛び散って付着したことが原因であるとの説明であった。洗剤は特定のものではなく、複数のタイプの洗剤を使用している。〇〇社に原因について問い合わせたが、修理業者が言う通りとの回答であった。洗濯で洗剤を使用することは当たり前のことである。原因に納得できない」との相談を受けている。洗剤が、プラスチックを傷めることはありえることか。〈消費生活C〉

⇒プラスチックに原液の洗剤等が付着したまま放置すると、プラスチックを傷める可能性はあります。〇〇社の縦型洗濯機の取扱説明書を確認すると、プラスチック部分に洗剤・柔軟剤・漂白剤が付いて放置するとプラスチック部分を傷める原因になる旨の注意が記載されています。他のメーカーの洗濯機にも同様の注意があり、液体洗剤にも、洗濯機のフタに原液がつかないようにする旨の表示が記載されています。しかし洗濯中に希釈された洗剤や泡が飛び散った場合の注意は表示されていません。通常の洗濯時に起こることが考えられるのであれば、今後、どうすれば破損を防ぐことができるか、具体的に〇〇社に説明を求めてみてはいかがでしょうか。

- ◆ <ホームセンターで購入した切り売りカーペットが劣化して床に付着> 「5年ほど前に〇〇で購入した切り売りのニードルパンチカーペット（表ポリエステル、裏ラバーフォーム）を洗面所の床にひいておいたら、裏面が床に貼りついて取れなくなった。販売店に相談したら、製品は悪くないといって取り合ってくれない。切り売りのために、購入時に注意は何も受けていない」という相談を消費者から受けている。裏のラバーフォームの加水分解が原因だと推定されるが、床の回復方法や表示がない事についてなど、どのようにアドバイスをしたらよいか 〈消費生活C〉

⇒床の回復方法は、床材の材質や表面加工にもよります。カーペットの材質の詳細も含め、カーペットのメーカーに確認をされてはいかがでしょうか。また、一般に、ニードルパンチカーペットは住居に敷き込むのではなく、展示会などで短期に使われるものが多いようです。ホームセンターで用途がわかるように陳列されていたかも、確認されてはいかがでしょうか。

- ◆ <浴室リフォームの施工不良による体調不良> 1年9か月くらい前から呼吸が苦しくなるなど体調が悪くなるようになった。体調不良が起こるようになった頃に浴室のリフォームをし、

臭いもするようになった。リフォーム業者に原因調査などを依頼していたが、なかなか対応してくれないので自分で壁の隙間からファイバースコープを入れて確認したところ、硬くなっているはずのところ、柔らかいことがわかった。この部分は、現場で 2 種類の材料を混ぜ合わせて硬化させるが、硬化不良であったことが判明した。ファイバースコープの映像をリフォーム業者に見せて、再施工する対応となった。体調については受診し、医師に状況は伝えたが、原因についてはわからないと言われている。このようなことがあったことを情報提供したい。化学製品 P L 相談センターは消費生活センターから紹介された。〈消費者〉

⇒情報ありがとうございます。当センターとしては、報告いただいた内容をアクティビティノート、および年度報告書等にまとめて公開することで、情報の共有を図ってまいります。

- ◆ <洗濯槽洗浄剤の液漏れによる棚損傷> 2 年ほど前に〇〇社の△△という塩素系の洗濯槽用洗浄剤を購入し、棚に保管していた。数日前に、容器から液が漏れて棚板が白くなり穴が開いていることに気が付いた。ずっと棚に保管していただけで、何もしていない。この場合は、〇〇社に棚の修理費用などを支払ってもらえるだろうか。化学製品 P L 相談センターは、ネットで「化学製品、損害賠償」のワードで調べた。〈消費者〉

⇒購入して数年間保管をしていただけで、容器が破損して液が漏れることは、通常の使用形態では考えにくいことです。ご自宅で容器を落下したなどの破損となりうる原因がなければ、〇〇に連絡をして、現在の状況などを伝えた上で棚の修理費用について相談してみたいはいかがでしょうか。

#### ◆品質クレーム関連相談

- ◆ なし

#### ◆一般相談

- ◆ <海外の通販サイトで購入した製品の安全性> 「海外の通販サイトで、衣類、食器、化粧品など、いろいろな物を購入している。最近、ニュースで自分が購入していた〇〇と△△で販売された様々な製品で韓国の安全基準値を超える有害物質が検出されたとの報道があった。自分が購入した製品の安全性について知りたい」との相談を受けている。安全性はどうか。〈消費生活 C〉

⇒日本国内においては、家庭用品を保健衛生的観点から見て安全なものにすることを目的として有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律で、特定の成分における安全基準が定められています。しかし、海外の通販サイトである〇〇、△△で購入する製品に関しては個人輸入となりますので、安全性等については個人の責任で購入・使用することになります。安全性の基準なども含めご心配であれば、製品ごとに購入したサイトにお問い合わせされるよう伝えられてはいかがでしょうか。

- ◆ <電子タバコについての相談> 消費生活センターだが、電子タバコで体調を悪くしたという

相談を受けている。電子タバコは化学製品 P L 相談センターで相談を受けてくれるのか。厚生労働省に確認をしたが、電子タバコはニコチンを含まないで、加熱式タバコと異なり、厚生労働省管轄ではない」といわれた。〈消費生活 C〉

⇒電子タバコは、香料などを含む溶液(リキッド)を電氣的に加熱し、エアロゾル(蒸気)を吸入する製品です。医薬品医療機器等法(薬機法)により、ニコチンを含むリキッドの販売には許可が必要であり、現在国内ではニコチンを含む電子タバコは販売されていません。ニコチンを含まない電子たばこは、たばこ事業法のたばこ製品として分類されないため、たばこ事業法や健康増進法の対象となっておりません。一方、電子タバコのリキッドは、原材料は無害であっても加熱されることにより有害物質が生じる可能性があること等が報告されています。相談者の方は体調を悪くされたとの事ですが、当センターでは、一般的な情報をお伝えすることしかできず、体調については、医療機関への相談をお勧めします。

- ◆ 〈隣人が使用した猫忌避剤と体調不良の関係〉 「1年前から、眼に刺激や鼻・喉などに異変があり、通院しているが症状が改善しない。最近、隣人と話して、1年くらい前に猫忌避剤を使用していたことがわかった。医師に伝えたところ、成分がわかれば治療できると言われた。隣人が使用した製品の成分表示には、成分表示の中に「その他」とあり、確認できない成分があるため、メーカーに問い合わせたが教えてくれなかった」との相談を受けている。その他の成分が何であるか、化学製品 P L 相談センターで調べてもらえるか。〈消費生活 C〉

⇒当センターでは、個別の製品について調査・分析などは実施しておりません。また、メーカーも猫忌避剤の成分表示は義務付けられていません。強制力はありませんが、医師から体調不良の治療に必要な情報であることを伝え、メーカーに開示をしてもらうよう、相談されてはいかがでしょうか。

- ◆ 〈海外 E C サイトで購入した衣類の臭いについて〉 最近海外 E C サイト O O で、ワンピース数着と小物を購入した。開封したらワンピースから鼻をつくような刺激臭がして、屋外に干しても臭いが取れない。眼に刺激があり喉も痛く皮膚も発疹やかゆみが出た。自宅の毛布やカーペットにも臭いに移り、製品は破棄したが臭いが消えない。多分、ホルムアルデヒドが原因ではないかと思う。部屋の臭いを早く取り除くにはどうしたらよいか。こういう製品は、税関で検査されないのか。化学製品 P L 相談センターは消費生活センターから紹介された。〈消費者〉

⇒O O は、中国の通販サイトであり、購入は個人輸入となります。販売目的の輸入であれば規制を受ける製品や成分であっても、個人輸入をして個人で使用する場合に限り規制の対象外となっている場合もあり、購入・使用は自己責任が伴います。製品はすでに破棄されたとの事ですが、臭いの原因となる物質などについてご心配があれば、O O に問い合わせ確認ください。ご自身の体調については、医療機関にご相談ください。室内の臭いの除去は、換気がとても大切です。換気扇やサーキュレーターなども活用して、十分に換気をしてください。

- ◆ 〈海外通販サイトで購入し衣類の安全性〉 海外通販サイト O O で家族が購入したスカートを、幼児の衣類などと一緒に洗濯してしまった。ネットの情報などで、O O で販売している衣類からホルムアルデヒドやアリアルアミンが高濃度で検出されたと知った。すでにスカートは廃棄

したが、洗濯した事により、危ない成分が、幼児の衣類や洗濯槽に移ってしまったのではないかと不安。消費生活センターに相談したら、化学製品 P L 相談センターの電話番号を紹介された。

〈消費者〉

⇒〇〇は中国の通販サイトであり、取り扱い製品は必ずしも日本国内の安全性の基準に則した製品でない場合もあり、購入・使用には自己責任が伴います。現在、ネット等を中心に、韓国で検査をした一部の衣類から、ホルムアルデヒドやアリアルアミンが基準値以上の値で検出されたという情報が発信されています。ホルムアルデヒドは皮膚刺激性がある物質ですが、水に溶けやすく洗濯を繰り返すことにより、衣類から除去でき、他の衣類や洗濯槽に残ることは少ないと考えられます。また、アリアルアミン(芳香族アミン)は、日本国内では直接肌に付着する繊維製品において、化学反応で特定芳香族物質を発生する危険のある染料(24種)が規制されています。ただし、洗濯により他の繊維製品に成分が移ることは考えにくいです。そのため、あまりご心配をされるには及ばないと思われま

- ◆ <海外サイトで購入した寝具の安全性について> 娘が海外のサイト〇〇でシーツを購入してくれた。〇〇の衣類について、韓国で発がん性物質のホルムアルデヒドが基準の何倍も検出されたとの情報をインターネットで見た。安全性が心配なため、使用するかどうか迷っている。ネット情報には、洗濯すれば大丈夫ともあるが、どうなのか。化学製品 P L 相談センターは保健所から紹介された。〈消費者〉

⇒ホルムアルデヒドは、ヒトに対する発がん性が認められるほか皮膚刺激性がある物質であり、日本国内では「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」により、肌に直接触れる下着など、また、乳幼児用の場合は、寝具を含む多くの繊維製品について、基準値が設定され、厳しく規制されています。購入された、シーツは、国内法の規制対象かどうかはわかりませんが、ホルムアルデヒドは水に溶けやすく、洗濯を繰り返せば除去できるとされています。

- ◆ <海外生産された衣類の安全性について> 1年半前に妹から譲ってもらったブラウスを着用していたが、最近、中国のサイトで購入した衣類から、有害物質であるホルムアルデヒドが何百倍も検出されたとのニュースがあり心配になった。妹に入手経路を確認したところ、どこかのサイトで注文し、中国から直送されたとのことであった。怖くなりブラウスは廃棄したが、一緒に洗濯した衣類やクローゼット内の他の衣類が汚染されていないか不安である。ネットの書き込み情報に洗濯すれば大丈夫ともあったがどうなのか。化学製品 P L 相談センターは消費生活センターから紹介された。〈消費者〉

⇒ホルムアルデヒドは、皮膚刺激性がある物質であり、日本国内では、「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」により、繊維製品について、肌に直接触れる下着などでは 75 p p m 以下、乳幼児用の場合は 16 p p m 以下と規制されています。着用されていたブラウスは、国内法の規制対象かどうかはわかりませんが、ホルムアルデヒドは水に溶けやすく、洗濯を繰り返せば除去できるとされています。既に、1年半が経過し、洗濯もされていますので過度にご心配されることはないと思われま



臭いの原因となることもあります。なお、使い始めは臭いがしなかったとの事ですので、ウレタンマットが、周囲のニオイを吸着した可能性もあります。当センターでは、使用されている添加剤等の詳細情報は持ち合わせておりませんので、提供元の保険会社を通じてメーカーに確認されてはいかがでしょうか。

- ◆ <カビ取り用洗剤を洗濯槽に使い心配> 風呂場で使用しているカビ取り用洗剤〇〇を、縦型洗濯機の洗濯槽の上部にかけた。〇〇の表示に「液が衣類につかないように注意する」と書かれているのに気付いた。洗濯機にかけた剤が衣類につき、身体に害とならないか不安。その後、洗濯槽は台所用の塩素系漂白剤△△で洗浄して使っているが、それ以降洗濯物から塩素の臭いと生乾きのような臭いがして不安である。大丈夫だろうか。化学製品PL相談センターは、ネットで調べた。〈消費者〉

⇒〇〇は、次亜塩素酸塩が主成分の塩素系のカビ取り用洗剤です。衣類に付くと脱色や繊維の劣化の原因となるため、衣類につかないように注意喚起がされています。洗濯槽に使ってしまったも、その後に洗濯槽を十分に水で洗浄をすれば、衣類や身体に成分が付着することはありません。今回、〇〇を使用の後に△△で洗濯槽を洗浄したとの事ですので、塩素臭が感じられたのだと思われます。洗濯を繰り返せば臭いは取れます。また、洗濯物の生乾きのような臭いも気になるようでしたら、洗濯槽を洗濯槽クリーナーを使って掃除すること、衣類は漂白剤を使って洗濯すること、衣類を業務用の乾燥機やアイロンなどをつかって高温で乾燥させることなどを試されてはいかがでしょうか。

- ◆ <医療機器の温熱療法の熱源につかう線香について> 医療機器の温熱療法に使用する線香の性能が変更になり、火傷などの事故が発生する危険が高くなったと感じる。メーカーにも伝えたが対応してくれない。線香を調査してほしい。化学製品PL相談センターは、近くの消費生活センターで教えてもらった。〈消費者〉

⇒当センターでは、分析やテストは実施していません。ご自身でテスト機関に依頼することも可能ですが、費用も手間もかなりかかると考えられます。まずは、以前の製品との違いなど、メーカーから紙面で入手できないか再度確認されてはいかがでしょうか。また、医療機器に使う製品との事ですので、独立行政法人 医薬品医療機器総合機構の医療機器相談窓口にご相談されてはいかがでしょうか。

- ◆ <隣人が使用した化学物質による被害について> 50年ほど前から隣人と土地の境界などのトラブルが続いている。以前、父が境界に杭を打ち黒い塗料を塗っていたが、3年ほど前に隣人がニトロベンゼンを撒いて塗料を消した。それ以降、自分の体調が悪く、肌が荒れ、呼吸も苦しくEDになった。被害届を出したいが、証拠がないので受け入れてもらえない。体調について診断をしてもらいたいと病院に電話をしても、受け入れてもらえない。自分も高齢になってきたので、隣人とのトラブルを早く解決させたい。ニトロベンゼンをかけられて体調不良になったことをどのように証明できるだろうか。厚生労働省に問い合わせをしたら、化学製品PL相談センターを紹介された。〈消費者〉

⇒様々な体調の不調については、医療機関での受診をお勧めします。どの科で受診されたらよいか迷う場合は、内科系の総合診療科なども検討されてはいかがでしょうか。当セ

ンターでは原因物資の特定・分析は行っていません。独立行政法人製品評価技術基盤機構 (NITE) のウェブサイト「原因究明機関ネットワーク総覧」として、全国の分析機関のリストが掲載されています。<https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/network/list.html>。こちらを参考にされてはいかがでしょうか。

- ◆ <自宅に流れ込んでくる刺激物を調べてほしい> 隣の家から、臭いはないが刺激物が自宅に流れ込んできている。3年半前から続いており、刺激物が流れ込んでいる時には、喉や目が痛くなる。刺激物が何か調べてほしい。化学製品PL相談センターは親戚の者が調べて教えてくれた。<消費者>

⇒当センターでは、調査・分析などは実施しておりません。体調については医療機関にご相談されてはいかがでしょうか。

- ◆ <製造物責任法の表示について> B to Bで取引をしている化学品メーカーである。GHSに基づく表示はしているが、提供先のメーカーから、製品の製造物責任 (PL) 法の表示について聞かれた。PL法で義務付けている表示はあるか。<事業者>

⇒製造物責任 (PL) 法は製造物の欠陥により使用者が被害を被った場合の製造業者等の損害賠償責任を定めた法律です。PL法には表示に関する規定はありませんが、注意表示等に不備があった場合には、「注意・警告上の欠陥」と見なされる場合があります。

- ◆ <製造物となりうるかの確認> プラスチックトレイの製造メーカーである。当社で製造したトレイを商社を通じて食品加工のメーカーに納入し、製造ラインで使用されている。今回、トレイの二次加工をする際に、プラスチックの破片が容器に混入してしまった。そのために食品加工メーカーは製造を止めることになった。異物は2片見つかった。商社を通じて、今回の件は製造物責任 (PL) 法の対象であるといわれている。自社のトレイはPL法における製造物となるのか。<事業者>

⇒PL法は、製造物の欠陥によって人の生命や身体、財産に被害を被った場合に、被害者が製造業者に対して損害賠償を求めることができる法律です。ここでいう製造物は「製造又は加工された動産」と定義されています。また、製品の欠陥によって生命、身体又は財産に損害を被り得る主体は消費者と限定されていません。トレイはPL法における製造物と判断されることがあると考えられますが、製品は商社を通して納入していたとの事ですので、賠償責任については契約時の条件なども考慮する必要があります。弁護士などの法律の専門家にご相談ください。



## 薬剤耐性菌を増やさないために — 抗菌薬の使い方を守ろう —

風邪をひいたとき、抗菌薬を処方されないと不安を覚える方もいるかもしれませんが、抗菌薬は、一般のウィルス性の風邪には効果がありません。抗菌薬の使い方を見直してみましょう。

### ○抗生物質の発見から薬へ

初めて発見された抗生物質は、イギリスの細胞学者のフレミングがアオカビから 1928年に発見した「ペニシリン」です。ペニシリンは、その後同じくイギリスのフローリーとチェインが、物質の抽出と大量生産に成功し、抗菌薬として世界中で利用されることになりました。



その後も、ワクスマンが放線菌から発見した「ストレプトマイシン」など、多くの抗生物質が発見され、細菌感染症の治療が劇的に進歩しました。

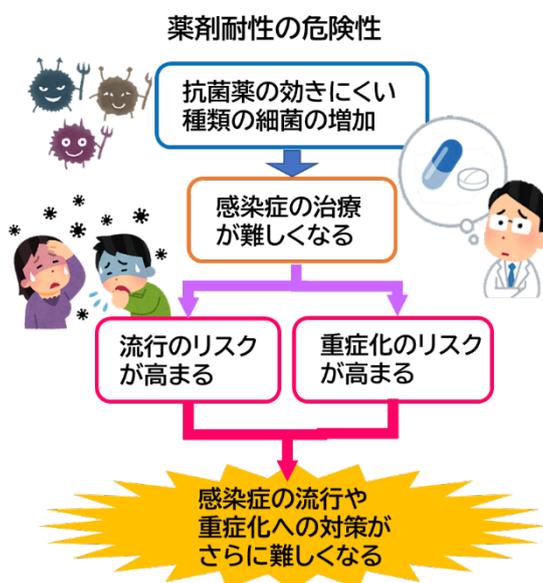
現在は、微生物が生産した細菌から生成された抗生物質だけではなく、合成の物質も含め、細菌感染症に対して効果のある様々な種類の「抗菌薬」が多く治療に使われています。抗菌薬は細菌に効くといっても、すべての薬がすべての菌に効果があるわけではありません。どの細菌感染症に効果あるかは、抗菌薬の種類によって異なっています。

### ○メチシリン耐性黄色ブドウ球菌 (MRSA) と薬剤耐性

抗菌薬を使い続けていると、細菌の薬に対する抵抗力が高くなり、薬が効かなくなることがあります。これを薬剤耐性 (AMR:antimicrobial resistance) といい、薬への耐性を持った細菌のことを薬剤耐性菌といいます<sup>1)</sup>。

黄色ブドウ球菌は、ヒトに常在する細菌で、健康な人には通常は無害です。しかし、皮膚の傷口の化膿の原因になったり、細菌感染症に対する抵抗力が低下した人には肺炎や敗血症、髄膜炎など様々な重症感染症の原因となることがあります。ペニシリンが発見・利用され始めた当初、黄色ブドウ球菌に対する治療の効果が高かったのですが、普及と使用量の増加に伴い、ペニシリンに耐性の菌が増加して世界各地に広がりました。そこで、これらの耐性菌に対抗するために開発された抗菌薬メチシリンは 1960 年ころより欧米で使用されるようになりましたが、間もなくメチシリンに耐性のある MRSA が海外で確認されるようになり、国内でも 1980 年代から問題になり始めました。耐性をもつ抗菌薬の種類も年々増えてきており、薬の開発と耐性菌のいたちごっこが続いています。

健康な人が MRSA に感染しても、体内の免疫機能が



働きあまり問題はありませんが、入院患者や高齢者などの抵抗力が低下した人が感染した場合、抗菌薬が効かないと重症感染症の原因になる場合があります。国内でのMRSA感染症の発生の報告は、2008年をピークとして若干減少していますが、まだ高い割合で推移しています<sup>2)</sup>。

現在、人だけではなく家畜などの動物や植物に対しての抗菌薬の使用が拡大している中、世界中で多くの薬剤耐性菌が確認され、患者も増加しています。2013年の段階では、このまま何の対策も取らなかった場合、2050年には世界中でがんによる死亡者数を超える年間1000万人の死亡が想定されると試算されました<sup>3)</sup>。

### ○薬剤耐性 (AMR) の拡大を防ぐための取り組み

世界のどこか1か国で耐性菌による感染症が流行した場合、人や物の交流を通じて世界に拡大するおそれがあります。薬剤耐性 (AMR) の拡大を防ぐには、国際的な取り組みが必要です。ヒト、動物、環境の健全性に関わる者が連携して取り組む「ワンヘルス」という考え方が世界的に広まっています。

WHO (世界保健機関) が各国に対して対策を呼び掛け、日本でも2016年から「AMR (薬剤耐性) 対策アクションプラン」が策定され、①普及啓発・教育、②動向調査・監視、③感染予防・管理、④抗微生物剤の適正使用、⑤研究開発・創薬、⑥国際協力の6分野の目標に沿って取り組まれています<sup>4)</sup>。成果の一つとして、アクションプランに示されていた動向調査については「薬剤耐性ワンヘルス動向調査報告書」を毎年公表しています。

薬剤耐性 (AMR) の拡大を防ぐためには、感染症にかかり抗菌薬を必要とする機会を少なくすることや感染症を周りに広げないようにすることに加え、医療の現場で、ウイルスによる感染症を始めとして、必要のない抗菌薬を処方しないという取組が重要です。それと同時に、私たち一人ひとりが抗菌薬を適切に使用することも重要です。

### ○私達一人ひとりにできること

#### 1) 不必要な時に抗菌剤を飲まない

抗菌剤はウイルスには効果がありません。必要のない抗菌剤を求めないようにしましょう。

#### 2) 抗菌剤を処方されたら、最後まできちんと飲み切る

処方された抗菌剤は、医師の指示通りに服用しましょう。症状が回復したからといって、途中で飲むのをやめたり、人にあげたり、取っておいて後で飲んだりしない。

#### 3) 感染症にかからないようにする

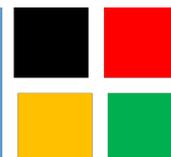
正しい手洗い、マスクの着用や咳エチケットを守る、ワクチン接種による予防など。



#### 【参考にした情報】

- 1) [抗菌薬が効かない「薬剤耐性 \(AMR\)」が拡大！一人ひとりができることは？ | 政府広報オンライン](#)
- 2) [IASR 457\(3\), 2024【特集】メチシリン耐性黄色ブドウ球菌 \(MRSA\) 感染症 1999年4月～2022年12月](#)
- 3) [国立国際医療研究センター病院「AMR臨床リファレンスセンター」](#)
- 4) [薬剤耐性 \(AMR\) 対策について | 厚生労働省](#)

## 化学製品PL相談センター ニュースメールメンバー 登録受付中

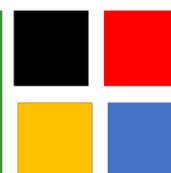


『アクティビティノート』の発行や、催し物、出版物のご紹介など、当センターの最新情報を随時お知らせする e-メールサービスです。

- ・人数や資格の制限はありません。(誰でも登録できます)
- ・費用は無料です。(インターネット通信費・接続費は各自でご負担ください)
- ・お申し込みはE-mail (pl@jcia-net.or.jp) で。  
(件名に「ニュースメールメンバー登録」とご記入ください。  
①ご氏名(フリガナ) ②お勤め先(フリガナ) ③ご所属・お役職・ご担当など  
④ご連絡先(勤務先か自宅かを明記)の住所・TEL・E-mailアドレス

※ご連絡いただきました個人情報は、当センターのプライバシーポリシーに則り適正に管理いたします。

## 出前講師のご案内



化学製品PL相談センターに寄せられた相談事例を基に、化学製品による事故を防ぐための生活上の注意点等についてお話をさせていただきます。

各地の消費生活講座や、地域のサークルの勉強会などに、ぜひご活用ください。

日時・費用・その他の詳細につきましては、お気軽にご相談ください。

(TEL 03-3297-2602 担当：伊東(イトウ))

**本レポートに掲載した内容の無断転載を固く禁じます。**